

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）の全てを確知することができないので、同法第19条の8第1項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 講ずべき措置の内容

佐賀県神埼市千代田町迎島字迎一本松110番の土地に保管されている産業廃棄物である廃プラスチック類、木くず、がれき類等について早急に全量を撤去し、飛散、流出等による生活環境の保全上の支障のおそれを除去すること。

2 措置の期限

令和4年1月26日

3 佐賀県知事による措置

処分者等が1の措置を2の措置の期限までに講じないときは、佐賀県知事が当該措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問い合わせ先

佐賀県県民環境部循環型社会推進課

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7108